

川俣事務所 かわら版 No.101 (2022.9)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16

TEL 03-3889-1706

FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774

e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

最低賃金 全国加重平均31円！

令和4年10月から適用される最低賃金が決定いたしました。

全国加重平均で31円となり、東京都は1,072円になります。

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対する賃金に限られ、次のものは対象から除外されます。

- ① 臨時に支払われる賃金
 - ② 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
 - ③ 残業手当、休日勤務手当
 - ④ 諸手当のうち、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など
- 関東地方の最低賃金額と発効日は次の通りです。

地域	最低賃金 (時給)	発効日	地域	最低賃金 (時給)	発効日
東京	1072円	4.10.1	茨城	911円	4.10.1
神奈川	1071円	4.10.1	栃木	913円	4.10.1
埼玉	987円	4.10.1	群馬	895円	4.10.8
千葉	984円	4.10.1			

※ 秋田 853円(+31円)～4.10.1発効 福島 858円(+30円)～4.10.6発効
最低賃金は、給与計算期間と関係なく適用となりますので、発効日を跨ぐ期間の給与計算は、十分ご注意ください。

出生時育児休業の創設（令和4年10月1日）

令和4年10月1日より、出生時育児休業（パパ育休）が創設されます。

子が1歳に達するまでの育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間（28日）まで取得できる制度です。女性の場合、産後8週間は産後休業期間ですので、男性が取得する休業ということになります。期間内に分割して2回まで取得することが可能ですが、この制度の場合、分割する場合でも最初に2回分申し出る必要があります。

また、出生時育児休業においては、労使協定の締結を前提として、一定の範囲（休業期間中の所定労働日数、所定労働時間の半分まで）で就労することを可能としています。

・出生時育児休業給付金

今回の改正に伴い、雇用保険も改正され、出生時育児休業給付金が創設されます。

基本的に、要件などは育児休業給付金と同様で、給付額は休業開始時賃金日額の約67%となりますが、支給された日数は、育児休業給付金の支給率67%の上限日数である180日に通算されます。

・社会保険料の免除制度も改正

育児休業制度の改正に合わせ、社会保険料の免除制度も改正されます。

月額保険料（給与）については、①その月の末日が育児休業中の場合、②同一月内で育児休業を取得し、その日数が14日以上の場合が免除の対象となります。

また、賞与については、連続して1ヵ月を超える育児休業を取得した場合に免除となります。